

# 熊本県公報

第 1 1 6 0 2 号  
平成 19 年 9 月 21 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則  
○熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) 1
- 告 示  
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定廃止……………(障害者支援総室) 5
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………( " ) 5
- 木材業者及び製材業者の登録……………(林業振興課) 5
- 熊本県少年保護育条例に基づく有害興行の指定……………(交通・くらし安全課) 6
- 公 告  
○県営土地改良事業の工事完了……………(農村計画・技術管理課) 6
- 団体営土地改良事業の工事完了……………( " ) 6
- 県営土地改良事業計画の変更……………( " ) 6
- 熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム開発事務委託に係る  
総合評価一般競争入札の落札者決定……………(土木技術管理室) 7
- 登 載 依 頼  
○くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協  
議会の開催……………(健康づくり推進課) 7
- 道路交通法第 108 条の 4 第 1 項に基づく取消処分者講習を行わせる指  
定講習機関の告示……………(警察本部運転免許試験課) 7
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則……………(警察本部交通規制課) 8

## 規 則

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 44 号

熊本県漁業調整規則の一部を改正する規則

熊本県漁業調整規則(昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2)の一部を次のように改正する。  
第 34 条の 2 の表左欄中「熊本県牛深市牛深町字黒島 1、2、5、19 合併番」を「熊本県天草市牛深町字黒島 1、2、5、19 合併番」に、「熊本県牛深市深海町字二夕俣 3104 番」を「熊本県天草市深海町字二夕俣 3104 番」に、「熊本県牛深市深海町字猪行田 1 番」を「熊本県天草市深海町字猪行田 1 番」に、「熊本県玉名郡岱明町高道字大相 3107 番の 2」を「熊本県玉名市岱明町高道字大相 3107 番の 2」に、「熊本県八代郡鏡町大字北新地字参番割 635 番」を「熊本県八代市鏡町北新地字参番割 635 番」に改める。

第 37 条第 1 項第 8 号中「牛深市、本渡市、天草郡及び宇土郡」を「天草市、上天草市、宇城市三角町及び同市不知火町」に改める。

第 40 条の表を次のように改める。

漁業種類	期 間	区 域
中型、小型ぼら 1 そうまき網漁業、 中型、小型ぼら 2 そうまき網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	最大低潮時(春分の日における最大低潮時をいう。以下同じ。)水深 4 メートル以下の区域
中型、小型いわし・あじ・さば 1 そうまき網漁業、	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	1 次の(1)から(7)までの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 (1) 天草郡苓北町と天草市天草町との海岸線における境界点 (2) (1)の点から 308 度、3,000 メートルの点

中型、小型いわし・あじ・さば 2 そうまき網漁業		(3) 天草市天草町恐ろし瀬から 270 度、2,500 メートルの点 (4) 天草市天草町小ヶ瀬から 270 度、500 メートルの点 (5) 天草市魚貫町と同市天草町との境界点から 270 度、1,200 メートルの点 (6) 天草市魚貫町魚貫崎西端から 270 度、1,080 メートルの点 (7) 天草市魚貫町魚貫崎西端 2 次の (1) から (4) までの点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 (1) 天草市下浦町と同市栖本町との海岸線における境界点 (船瀬鼻) (2) 天草市新和町鍋割山山頂と上天草市龍ヶ岳町楠森島北端とを結んだ線と (1) の点と天草市御所浦町葛島北端とを結んだ線との交点 (3) 上天草市龍ヶ岳町楠森島北端 (4) 天草市倉岳町倉岳山頂 3 葦北郡芦北町大字井牟田小神鼻と上天草市姫戸町仏道の鼻とを結んだ線以北の不知火海
	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	4 不知火海 (下島東海 (別表で定める区域。以下同じ。) 並びに第 2 号、前号及び次号の区域を除く。)
	11 月 1 日から 翌年 1 月 31 日まで	5 楠浦湾 (別表で定める区域)
えび流し網漁業 げんしき網漁業 手繰網漁業 えびかき漁業	7 月 15 日から 8 月 20 日まで	次の (1) から (3) までの点を順次に結んだ線、(4) の点と (5) の点を結んだ線及び (2) の点から (1) の点を見通した線の延長線以北の不知火海 (1) 八代市加賀島山頂 (2) 八代市三ツ島 (中島) (3) 宇城市三角町戸馳島南端 (4) 宇城市三角町戸馳戸馳大橋東側取付基部 (5) 宇城市三角町黒崎戸馳大橋東側取付基部
集魚灯利用地びき網漁業	10 月 1 日から 12 月 31 日まで	不知火海 (下島東海及び上島南海 (別表で定める区域) を除く。)
どうしゅ手繰網漁業	3 月 15 日から 7 月 31 日まで	1 次の (1) の点と (2) の点を結んだ線、(3) の点から (4) の点を見通した線及びその延長線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域 (1) 天草市有明町大浦恵比須鼻 (2) 上天草市大矢野町湯島東端 (3) 上天草市大矢野町湯島灯台 (4) 天草市五和町亀島北端
	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	2 熊本県海域 (前号の区域を除く。)
ビームを有する打瀬網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	1 次の (1) の点及び (2) の点を結んだ線と (1) の点から (2) の点及び (2) の点から (1) の点を見通した線の各延長線以北の不知火海 (1) 上天草市姫戸町舟揚島南端 (2) 八代市大築島南端
	8 月 16 日から 9 月 30 日まで	2 次の (1) から (3) までの点を順次に結んだ線以北の不知火海 (前号の区域を除く。) (1) 葦北郡芦北町大字井牟田小神鼻

		(2) 上天草市龍ヶ岳町黒島山頂 (3) 上天草市龍ヶ岳町龍ヶ岳山頂
	9月1日から9月30日までの日没時から日出時まで	3 次の(1)から(3)までの点を順次に結んだ線以南の不知火海 (1) 葦北郡芦北町大字井牟田小神鼻 (2) 上天草市龍ヶ岳町黒島山頂 (3) 上天草市龍ヶ岳町龍ヶ岳山頂
	8月16日から9月15日まで	4 有明海
	1月1日から8月15日まで及び9月16日から12月31日まで	5 有明海における最大低潮時水深4メートル以下の区域
	1月1日から12月31日まで	6 最大低潮時水深5メートル以下の区域(第1号から第4号までの区域を除く。)
けたを有する打瀬網漁業	1月1日から12月31日まで	1 次の(1)から(5)までの点を順次に結んだ線以北の不知火海 (1) 葦北郡芦北町大字鶴木山井出の鼻 (2) 葦北郡芦北町白神瀬頂点 (3) 天草市御所浦町横浦島山頂 (4) 上天草市龍ヶ岳町楠森島山頂 (5) 天草市栖本町船瀬鼻
	9月1日から9月30日までの日没時から日出時まで	2 次の(1)から(5)までの点を順次に結んだ線以南の不知火海 (1) 葦北郡芦北町大字鶴木山井手の鼻 (2) 葦北郡芦北町白神瀬頂点 (3) 天草市御所浦町横浦島山頂 (4) 上天草市龍ヶ岳町楠森島山頂 (5) 天草市栖本町船瀬鼻
	1月1日から12月31日まで	3 最大低潮時水深5メートル以下の区域
も手繰網漁業	4月1日から9月30日まで	熊本県一円

第 42 条の表氷川の項中欄中「八代郡竜北町大字若洲」を「八代郡氷川町若洲」に、「同郡鏡町大字野崎」を「八代市鏡町野崎」に改める。

第 43 条の 2 各号を次のように改める。

- (1) 天草市旭町と同市五和町との旧海岸線における境界点
- (2) 前号の点から 74 度 50 分、2,700 メートルの点
- (3) 天草市五和町長崎鼻東端から 102 度、1,800 メートルの点
- (4) 天草市五和町鬼池港防波堤灯台から長崎県南島原市土平崎を見通した線と天草郡  
 葦北町大字富岡尾越北端から天草市五和町通詞島北端を見通した線との交点
- (5) 天草市五和町五通岩灯台から 1 度 30 分、500 メートルの点
- (6) 天草市五和町五通岩灯台から 278 度、3,500 メートルの点
- (7) 天草郡葦北町四季咲岬西端から 347 度 30 分、3,000 メートルの点
- (8) 天草郡葦北町四季咲岬西端から 267 度、1,800 メートルの点
- (9) 天草郡葦北町大字志岐と同町大字都呂々との海岸線における境界点から 280 度 30  
 分、1,800 メートルの点
- (10) 天草郡葦北町と天草市天草町との海岸線における境界点から 308 度、1,800 メー  
 トルの点
- (11) 天草市天草町下田鬼海ヶ浦展望台中央から恐ろし瀬頂点を見通した線の延長線上  
 恐ろし瀬頂点から 1,800 メートルの点
- (12) 天草市天草町大江と同町高浜との海岸線における境界点から同町大ヶ瀬(魚見  
 瀬)頂点を見通した線の延長線上大ヶ瀬頂点から 1,800 メートルの点

- (13) 天草市天草町大江手足山山頂から同町小ヶ瀬頂点を見通した線の延長線上小ヶ瀬頂点から500メートルの点
- (14) 天草市魚貫町と同市天草町との海岸線における境界点から300度、1,800メートルの点
- (15) 天草市牛深町大島灯台から同町沖の瀬頂点を見通した線の延長線上沖の瀬頂点から900メートルの点
- (16) 天草市牛深町大島灯台から同町片島山頂を見通した線の延長線上片島山頂から1,100メートルの点
- (17) 天草市牛深町砂月中神島南端から同町ガン瀬頂点を見通した線の延長線上ガン瀬頂点から1,100メートルの点
- (18) 天草市牛深町法ヶ島南東端から172度、2,000メートルの点
- (19) 天草市久玉町戸島崩の鼻突端から92度30分、940メートルの点
- (20) 天草市久玉町赤島北端から鹿児島県出水郡長島町北方崎鳴瀬鼻を見通した線上赤島北端から540メートルの点
- (21) 天草市河浦町上の島灯台から214度、2,000メートルの点
- (22) 天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における境界点別表を次のように改める。

名 称	区 域
天草海	有明海及び不知火海を除く熊本県海域
天草有明海	上天草市大矢野町三角灯台と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線及び大瀬戸の中央点から長崎県島原市眉山山頂を見通した線以西の有明海
不知火海	次の各号に掲げる直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 天草市本渡町染岳山頂から同市志柿町高松山三角点（124.65メートル）に至る直線 2 天草市有明町大浦恵比須鼻から上天草市大矢野町大矢野岳山頂に至る直線 3 上天草市大矢野町三角灯台から宇城市三角町中神島を経て同町三角岳山頂に至る直線 4 熊本県と鹿児島県との海岸線における境界点から同県出水郡長島町クエン崎に至る直線 5 鹿児島県出水郡長島町北方崎鳴瀬鼻から天草市久玉町早崎に至る直線
有明海	次の各号に掲げる直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎県南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から天草市五和町天神山山頂に至る直線 2 天草市本渡町染岳山頂から同市志柿町高松山三角点（124.65メートル）に至る直線 3 天草市有明町大浦恵比須鼻から上天草市大矢野町大矢野岳山頂に至る直線 4 上天草市大矢野町三角灯台から宇城市三角町中神島を経て同町三角岳山頂に至る直線
下島東海	次の各号に掲げる直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 天草市新和町鍋割山山頂から同町横島南端に至る直線 2 天草市新和町横島北端から同市下浦町戸ノ崎に至る直線 3 天草市下浦町と同市栖本町との海岸線における境界点（船瀬鼻）から鹿児島県出水郡長島町野島東端に至る直線上次号の直線との交点以北の直線 4 天草市新和町横島南端から同市御所浦町牧島まねき崎に至る直線上前号の直線との交点以東の直線 5 天草市御所浦町牧島ヤキ崎から同町嵐口崎に至る直線 6 天草市御所浦町元の尻から鹿児島県出水郡長島町獅子島湯口鼻に至る直線 7 鹿児島県出水郡長島町獅子島江島鼻から同町諸浦島堂崎鼻に至る直線 8 鹿児島県出水郡長島町諸浦島竹の崎から同町北方崎鳴瀬鼻に至る直線 9 鹿児島県出水郡長島町北方崎鳴瀬鼻から天草市久玉町早崎に至る直線
楠浦湾	次の各号に掲げる直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 天草市本渡町染岳山頂から同市志柿町高松山三角点（124.65メートル）に至る直線 2 天草市新和町横島北端から同市下浦町戸ノ崎に至る直線 3 天草市新和町鍋割山山頂から同町横島南端に至る直線
上島南海	次の各号に掲げる直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 上天草市龍ヶ岳町和田鼻から同町樋島西端に至る直線 2 上天草市龍ヶ岳町樋島南端（タク鼻）から天草市御所浦町嵐口崎に至る直線 3 天草市御所浦町牧島ヤキ崎から同町嵐口崎に至る直線

- 4 天草市新和町横島南端から同市御所浦町牧島まねき崎に至る直線上次号の直線との交点以東の直線
- 5 天草市下浦町と同市栖本町との海岸線における境界点（船瀬鼻）から鹿児島県出水郡長島町野島東端に至る直線上前号の直線との交点以北の直線

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 799 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 19 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
ライフサポートファン東 熊本市榎町 15 番 186 号	有限会社 ファン 熊本市細工町三丁目 7 番 1 号 川口 雄三	平成 19 年 9 月 1 日	4310100393	居宅介護及び 重度訪問 介護

熊本県告示第 800 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社コムスン 株式会社コムスン熊本ケアセンター 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市帯山 6-3-37	熊本市長嶺南 4-11-126	平成 19 年 9 月 20 日

熊本県告示第 801 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者の登録）

登 録 年 月 日 登 録 番 号（摘 要）	住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）	業 態	主な取扱材
平成 19 年 8 月 30 日 A06376（新 規）	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4036-1 株式会社古民家工房 高岡達英	素材生産	素材

（製材業者の登録）

登 録 年 月 日 登 録 番 号（摘 要）	住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）	業 態	主な取扱材
平成 19 年 8 月 30 日 B06201（新 規）	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4036-1 株式会社古民家工房 高岡達英	自営製材	板類 ひき角類 ひき割類

**熊本県告示第 802 号**

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 19 年 9 月 13 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種別	題名	指定理由
有害指定 映画	連続暴姦（新東宝） 絶倫授業 先生もっと（新東宝） オナニー&レズ 悶え泣く若妻（新東宝） ダブルレズ 美人教師と尼寺の女（新日本） いんらん医院 狂った夜の営み（新東宝） 三十路同窓会 生々しい不倫（新日本） いんらんくノー 密ツボ攻め（新東宝） ノーパン熟女 まくる長襦袢（新日本） 奴隷（新東宝） SEX捜査局 くわえ込みFILE（オーピー） どすけべ家族 義母も娘も色情狂（新日本） 多淫痴情妻（新東宝） 女教師狩り（にっかつ） すけべ母娘 どっちも好きもの（新東宝） 痴漢バス 愛液狩り（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**公 告****熊本県公告第 770 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	宝川内 (水俣市)	平成 16 年 6 月 11 日	平成 18 年 3 月 31 日	熊本県

**熊本県公告第 771 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	国見	平成 11 年 9 月 6 日	平成 17 年 10 月 11 日	芦北町

**熊本県公告第 772 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営岡原・多良木地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗きょ排水、客土）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称

- 変更後の県営岡原・多良木地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗きよ排水、客土）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成 19 年 9 月 25 日から平成 19 年 10 月 23 日まで
  - 縦覧場所  
あさぎり町役場  
多良木町役場

**熊本県公告第 773 号**

特定調達契約につき、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム開発業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県土木部土木技術管理室  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 落札者を決定した日  
平成 19 年 8 月 29 日
- 落札者の名称及び所在地  
日本電気株式会社熊本支店  
熊本県熊本市水道町 8 番 6 号
- 落札金額  
24,675,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,175,000 円）
- 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 入札公告日  
平成 19 年 6 月 20 日

**登載依頼****くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会公告第 2 号**

平成 19 年度第 2 回くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。

平成 19 年 9 月 21 日

くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会

- 開催日時  
平成 19 年 10 月 5 日（金）  
午後 2 時から午後 4 時まで
- 開催場所  
熊本県熊本市水前寺公園 28-51  
熊本テルサ 2 階ひばり
- 議題  
(1) 新健康増進計画素案について  
(2) 新計画の目標値設定について  
(3) 特定健康診査及び特定保健指導の体制について  
(4) その他
- 傍聴者の定員  
10 人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県健康福祉部健康づくり推進課 健康づくり企画・栄養班  
(電話 096-333-2208)

**熊本県公安委員会告示第 13 号**

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定により、次のように指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1

号) 第 3 条の規定により告示する。  
平成 19 年 9 月 21 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び 代表者の氏名	特定講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
株式会社 阿蘇自動車学校 阿蘇市一の宮町宮地 4507 番地の 3 田中正友	阿蘇自動車学校 阿蘇市一の宮町宮地 4507 番地の 3	取消処分者講習	平成 19 年 9 月 13 日

**熊本県公安委員会規則第 14 号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成 19 年 9 月 21 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
熊本県道路交通規則(昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 号各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1 項第 2 号中「大型貨物自動車等通行止め」の次に「、特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」を加え、同号カ(ア)中「医師又はこれに準ずる者」を「医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に規定する医師又は保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)に規定する助産師」に改め、同号カ(エ)中「付属物」を「附属物」に改め、同号カ(キ)から(コ)までを次のように改める。

- (キ) 専ら郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)に規定する郵便物の集配のために使用中の車両
- (ク) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に基づく電報の配達のために使用中の車両
- (ケ) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)に基づく犬の捕獲に使用中の車両
- (コ) 裁判所の証拠調べ又は執行官の民事執行を迅速に行う必要がある場合において、当該活動に使用中の車両

第 3 条第 1 項第 2 号カに次のように加える。

- (サ) 犯罪の捜査のために使用中の車両(カに掲げる車両を除く。)
- (シ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく廃棄物の収集のために使用中の車両並びに浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく浄化槽の保守点検及び清掃のために使用中の車両

第 3 条第 1 項第 2 号中カをキとし、同号オ中「使用する緊急自動車の指定を受けた車両で、当該用務に使用中のもの」を「使用中の車両」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく災害応急対策に使用中の車両  
第 3 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

- (4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両
  - ア 第 2 号アからオ及びキ(シ)に掲げる車両
  - イ 令第 13 条に規定する緊急自動車で、当該緊急用務のために使用中のもの
  - ウ 犯罪の捜査、交通取締りその他の警察活動に使用中の車両及び当該活動に伴い停止を求められている車両
  - エ 次に掲げる車両で、かつ、公安委員会が交付した別記様式第 4 号の駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの
    - (ア) 第 2 号キ(ア)から(サ)までに掲げる車両
    - (イ) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく臨時検査のために使用中の車両
    - (ウ) 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)に基づく環境の状況の調査のために使用中の車両
    - (エ) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)に基づく退去強制の手続のために使用中の車両
    - (オ) 医療機関等において医療等の提供を受ける者を輸送するために使用中の患者輸送車
    - (カ) 車いす利用者の移動のために使用中の車いす移動車

オ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第 4 号の 2 の駐車禁止除外指定車の標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲示しているもの。ただし、(オ)にあつては、昼間(日出から日没までの時間をいう。)に限る。

- (ア) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第 1 の 2 の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認



められるもの

- (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第 1 の 2 の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
- (ウ) 「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日付け発児第 156 号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和 48 年 9 月 27 日付け発児第 725 号）第 3 の 1（1）に定める重度の障害を有するもの
- (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの
- (オ) 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成 6 年 12 月 1 日付け発児第 1033 号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者で、児童福祉法第 21 条の 5 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成 17 年厚生労働省告示第 23 号）第 8 表中の色素性乾皮症患者であるもの

第 3 条第 2 項中「別記様式第 1 号の申請書により、原則として申請者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して、公安委員会に申請」を「次の区分に従い、公安委員会に申請書を提出」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(1) 前項第 2 号キ及び第 4 号エの標章 別記様式第 1 号

(2) 前項第 4 号オの標章 別記様式第 2 号

第 3 条第 3 項中「前項の申請が」を「第 2 項の規定による申請があった場合において、」に改め、「別記様式第 3 号」の次に「の標章を」を加え、「身体障害者」を「身体障害者等」に改め、「色素性乾皮症患者については別記様式第 4 号の 3」を削り、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 前項の申請書には、交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第 1 項第 2 号キ及び第 4 号エの標章

ア 当該車両が第 1 項第 2 号キ又は第 4 号エに掲げるいずれかの用務に使用する車両であることを疎明する書面

イ 当該車両の自動車検査証

(2) 第 1 項第 4 号オの標章

ア 標章の交付を受けようとする者が第 1 項第 4 号オに掲げるいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両の自動車検査証

第 4 条中「次の各号」を「次」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(警察署長が行う駐車許可)

第 5 条 法第 45 条第 1 項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

(1) 申請に係る日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請に係る場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所であること。ただし、法第 45 条第 1 項各号に掲げる場所（放置車両となる場合に限る。）及び同条第 2 項本文に規定する場所を除く。

イ 駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められること。

イ 5 分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められること。

ウ 法第 77 条第 1 項各号に規定する行為を伴わないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 300 メートル以内

2 法第 49 条の 2 第 5 項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

(1) 申請に係る日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間

- を超過して駐車するものでないこと。
- (2) 申請に係る場所及び駐車方法が、次のいずれにも該当すること。  
 ア 当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。  
 イ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法による駐車でないこと。
- (3) 前項第3号及び第4号の規定は、この項の許可について準用する。この場合において、前項第3号イ中「5分を超えない時間内の貨物の積卸し」とあるのは、「当該時間制限駐車区間において道路標識等により標示された時間以内の駐車」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第5号に定める駐車許可申請書2通を駐車場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。  
 (1) 申請に係る車両の自動車検査証  
 (2) 申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、申請に係る場所に印を付したものの）  
 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、申請に係る駐車許可を審査するため警察署長が必要と認める書面
- 5 警察署長は、第1項又は第2項の許可をする場合は、駐車許可申請書下欄に必要事項を記載し、駐車許可証として申請者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
- 第6条各号列記以外の部分中「第3条から前条まで」を「前3条」に改め、「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「標章」の次に「(別記様式第4号及び別記様式第4号の2の標章にあっては、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を含む。)」を加え、同条第3号中「譲渡又は貸与し若しくは」を「譲渡し、若しくは貸与し、又は」に改め、同号に次のただし書きを加える。  
 ただし、別記様式第4号の2の標章又は別記様式第5号の許可証の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合はこの限りでない。
- 第6条第4号を削り、同条に次の1項を加える。  
 2 標章又は許可証の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、公安委員会は標章の返納を、警察署長は許可証の返納を、それぞれ命ずることができる。  
 第6条の次に次の1条を加える。  
 (標章又は許可証の返納)
- 第6条の2 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。  
 (1) 標章の有効期限が経過したとき。  
 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。  
 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。  
 (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。
- 2 許可証の交付を受けた者は、警察署長から許可証の返納を命ぜられたときは、速やかに当該許可証を警察署長に返納しなければならない。  
 別表第1の2を別表第1の3とし、別表第1の次に次の1表を加える。  
 別表第1の2（第3条関係）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から3級の1までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
	移動機能	1級から3級までの各級（3級にあっては、一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症

小腸機能障害	1 級及び3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から3 級までの各級	

備考 この表において「障害の級別」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別を、「重度障害の程度」とは、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度をいう。

別記様式第2号を次のように改める。  
別記様式第2号（第3条関係）

### 標章交付申請書（身体障害者等）

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名 印  
電 話  
使用者との関係

使用者	<input type="checkbox"/> 申請者 本人	<input type="checkbox"/> 住所 氏名 電話
車両 番号		
申請の 理由	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けており、歩行が困難 <input type="checkbox"/> 視覚障害4級の1以上 <input type="checkbox"/> 聴覚障害3級以上 <input type="checkbox"/> 平衡機能障害3級 <input type="checkbox"/> 上肢不自由2級の2以上 <input type="checkbox"/> 下肢不自由（ <input type="checkbox"/> 1級～3級の1 <input type="checkbox"/> 3級の2～5級） <input type="checkbox"/> 体幹不自由（ <input type="checkbox"/> 1級～3級 <input type="checkbox"/> 5級） <input type="checkbox"/> 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 <input type="checkbox"/> 上肢2級以上 <input type="checkbox"/> 移動機能 <input type="checkbox"/> 3級以上（3級は両下肢の機能障害） <input type="checkbox"/> 3級（一下肢のみの機能障害）～5級 <input type="checkbox"/> 心臓機能障害3級以上 <input type="checkbox"/> じん臓機能障害3級以上 <input type="checkbox"/> 呼吸器機能障害3級以上 <input type="checkbox"/> ぼうこう又は直腸の機能障害3級以上 <input type="checkbox"/> 小腸機能障害3級以上 <input type="checkbox"/> ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害3級以上 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳の交付を受けており、歩行が困難 (障害の区分                                        ) <input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けており、重度の障害（A2以上）を有する。 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、一級の障害を有する。 <input type="checkbox"/> 色素性乾皮症で、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている。	
	手帳番号（                                ） 等級（                                ）	
その他		

- 備考 1 使用者欄及び申請の理由欄は、該当する□に印を付けること。  
 2 車両番号欄は、あらかじめ、使用する車両が特定される場合に記載すること。  
 (申請車両が 2 台以上の場合は、別紙に記載すること。)  
 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

※記入 不要	有効期限	標章番号	署受理番号
	年 月 日まで		

別記様式第 4 号を次のように改める。  
 別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

(表)

駐車禁止除外指定車	番 号 発行日	第 号 年 月 日
<b>使用中</b>		
<u>車両番号</u>	号	
<u>除外する区域</u>		
<u>運転者の連絡先・用務先</u> 別紙のとおり		
有効期限	年 月 日	ま で
熊本県公安委員会		印

(裏)

**注意事項**

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法第 44 条及び第 75 条の 8)
- 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第 45 条第 1 項各号及び同条第 2 項)
- 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第 47 条)
- 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 1 項)
- 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲示してください。

4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章 ((3) の場合は発見した標章) を速やかに返納してください。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見したとき。

被交付者等 (法人については当該法人の所在地及び担当所属)

住所 氏名

備考 1 用紙の大きさは縦 13 センチメートル、横 18 センチメートルとする。  
 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。  
 別記様式第 4 号の 2 を次のように改める。  
 別記様式第 4 号の 2 (第 3 条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">駐車禁止除外指定車</div>	番 号 発行日	第 号 年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">歩行困難者使用中</h2>			
<u>車両番号</u>	号		
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
<u>運転者の連絡先・用務先</u> 別紙のとおり			
有効期限	年 月 日 まで		
熊本県公安委員会			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">印</div>

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第 44 条及び第 75 条の 8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第 45 条第 1 項各号及び同条第 2 項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第 47 条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 1 項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第 11 条第 2 項）

- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲示してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(3) の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
  - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
  - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
  - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見したとき。

被交付者  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

備考 1 用紙の大きさは縦 13 センチメートル、横 18 センチメートルとする。  
 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

別記様式第 4 号の 3 を削る。  
別記様式第 5 号を次のように改める。  
別記様式第 5 号（第 5 条関係）

## 駐車許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

申請者住所  
氏 名 印

駐車を必要とする理由

駐車の日時

年 月 日から 年 月 日までの  
時 分から 時 分までの間

駐車の場所

運転者の連絡先・用務先

車両番号

主たる運転者名

第 号

駐車許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

年 月 日

警察署長 印

注意事項

- 1 許可証は、車両の前面の見やすい箇所に掲示してください。
- 2 現場において警察官の指示があったときは、これに従ってください。
- 3 許可証は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は交付を受けた事由以外に使用しないでください（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

備考 1 申請者は、氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の熊本県道路交通規則（以下「旧規則」という。）第 3 条第 1 項第 4 号の規定

- による別記様式第 4 号、別記様式第 4 号の 2 及び別記様式第 4 号の 3 の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、新規則第 3 条第 1 項第 4 号の規定による別記様式第 4 号及び別記様式第 4 号の 2 の標章とみなす。
- 3 身体障害者手帳の交付を受けている者で、次表左欄に掲げる障害の区分に応じ同表右欄の障害の級別に該当する障害を有するものは、当分の間、第 3 条第 1 項第 4 号オ（ア）に該当する者とみなす。ただし、この項の規定により交付する駐車禁止除外指定車の標章は熊本県内においてのみ効力を有するものとする。

障 害 の 区 分	障 害 の 級 別
下肢不自由	3 級の 2、3 級の 3、4 級及び 5 級
体幹不自由	5 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能	3 級（一下肢のみに運動機能障害がある場合）、4 級及び 5 級

- 備考 この表において「障害の級別」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 条）別表第 5 号に定める障害の級別をいう。
- 4 旧規則第 5 条の規定により交付された許可証は、当該許可証により駐車許可を受けた期間が満了するまでの間は、新規則第 5 条の規定による別記様式第 5 号の許可証とみなす。

